

第十九回 参議院厚生委員会會議録第二十九号

昭和二十九年四月十六日(木曜日)午後二時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 榮潤君
常岡 一郎君
湯山 勇君

委員

高野 一夫君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省業務局長 高田 正巳君
厚生省社会局長 安田 巖君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 仁巳君
常任委員 会専門員 仁巳君

説明員

厚生省医務局長 高田 浩運君

本日の會議に付した事件
○狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

○い、予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

○消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

○医薬関係審議会設置法案(内閣提出、衆議院提出)

○小委員会設置の件

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに御報告を申し上げます。先に当委員会において決定し、手続等は委員長に御一任になっておりました厚生年金保険法案の公聴会日程は先の通り議長の承認を得て決定いたしましたから御報告を申し上げます。

一、新聞広告、四月十五日毎日新聞朝刊。

一、公述人申込み締切り、四月二十一日。

一、公聴会開催、四月二十七日火曜午前十時。

以上であります。御了承願います。

○委員長(上條愛一君) 次に、医薬関係審議会設置法案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○國務大臣(草葉隆圓君) 只今議題となりました医薬関係審議会設置法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

御承知の通り、去る昭和二十六年六月二十日に制定公布されました医師法、歯科医師法及び業事法の一部を改正する法律は、明年一月一日から施行されることになっておるのであります。この法律によりますと、薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤をしてはならないこととなつてゐるのであります。獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するとき及び医師又は歯科医師が、患者又は現にその看護に當つてゐる者から、特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合、省令の定めるところにより診療上必要であるとされる場合及び省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないところの地域で診療を行う場合において、自己の処方せんにより自ら調剤するとき、販売又は授与の目的で調剤することができることになつてゐるのであります。又医師、歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して授与する必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対して処方せんの交付しなればならないこととなつてゐるのであります。省令の定めるところにより処方せんの交付することが患者の治療上特に支障があるとされる場合は、これを交付しなくてもよいとなつてゐるのであります。而して以上申し述べました省令を制定し又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見を聞くかねばならないと規定されてゐるのであります。従ひまして、以上の如き省令の制定及び改正について調査審議させるため、このたびここに医薬関係審議会

会を設置し、併せてその組織及び運営の方法を定めんとする次第であります。

以上が、本法案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(上條愛一君) 本案に対する質疑は次回に譲りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて。

午後二時十五分速記中止

午後二時三十七分速記開始

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

次の狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○有馬英二君 質問をするに當つてこれは非常に重大ですから、厚生大臣の出席を私は求めたいのですが、厚生大臣がちよつと来られただけで又どこかへ消えてしまつたのですが、もう一度御出席を願えませんか。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上條愛一君) 速記を始め

○湯山勇君 この前問題になつております狂犬病との関係ですね、野犬の関係ですが、これはやはり相当問題だと思ふのです。これについてはどうい

ふうになつておりますか。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。只今御指摘のように狩猟法の第十五条におきまして薬物、爆発物等を用いて動物を獲つてはならない、獲物を獲つてはならない、とかように規定してございます。その動物の種類につきましては同法の省令第一条におきまして獲つてはならない種類が列挙してございます。そのうちに野犬、野猫といふものが一部入つております。この野犬と申しますのは、俗に申します山犬と申しまして、私先般来専門家にも聞いてみましたが、現在はずで日本内地には種切れになつておるやうでして、現在日本には野性の野犬といふものはいないやうであります。それから野猫はこれ又山猫と言われるものでありまして、これも現在はずでにおおむね姿を消しておるやうであります。従つてこれらのものは現実にはないのであります。而も犬とは全然これは別な種類のものであります。この野犬とは違ふものでありますから、私もはさような点では毛頭支障のないものとかやうに考へております。

○湯山勇君 この野犬が果して山犬に該当するかどうか、ここに問題があると思ふんです。どこかの県で問題になつたことがあるとか言つておりました。この間参考人が野犬が山犬であるといふことになれば、これはおつしやると問題はありません。但し野猫といふことになると、これは対馬にお

まして天然記念物になつております。従つてこれはやはり問題が残ると思ひますので、やはり狩猟法を改正するかどうかしなければ、この問題はいつまでも残ると思ひますが、そういう点どうでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 犬と野犬それから猫と野猫とはこれは定義にも全然種類が違つておりますから、従つて狂犬病予防法におきましてはこれはあくまで犬を対象にいたしてあります。そこで強いて申しますれば、棄殺等をいたします場合に誤つて他の動物に危害が及んだというようなことを考えますと、これは若干疑問はあらうと存じますが、この点は併し人畜に危害が及ぶんことを建前にいたしてあります。なお私もこれを実施するに當りましては、人畜等に絶対危害のない方法を工夫して参りたい所存でございますので、かような点は心配がないと思ひますが、いずれにいたしまして法の建前上、狩猟法とは何ら関係がないわけでございます。

○湯山勇君 もう一度確認しておきたいと思ひますが、この農林省のほうも、野犬とは何と言ふか、現在の飼犬フアミリスですか、それではないと、それから野猫というのは、現在の猫の野生化したものではないという定義をはつきりいたしておるんでございますか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。

○高野一夫君 ちよつと伺ひますが、この間狂犬病登録手数料が総額一カ年六億というお話があつて、各市町村で狂犬対策に使うというお話でしたが、大体大都市を除けて小さい町村あてに

振り当てて見ると四、五万円程度になりはしないか。一カ年にそうすると四、五万円になるか、少くなるか多くなるかわかりませんが概略見てみてそういう感じがするんですが、そうすると市町村における狂犬病対策の費用というものは大体どれ位かかるか、その足りないところは国庫補助が何かどういふふうにされるつもりか、それをちよつと聞いておきたい。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘の通り全国的に見ますと、五億近い経費は狂犬病のために法律に基いて使用されることになつております。ところがこれらの経費は各府県に大体畜犬数に比例して配賦されておるものでございまして、そこでこれだけの経費で足りるかどうかという問題であります。が、先般来御説明を申上げておりましたに、関東地方以外の府県におきましては狂犬の発生は殆んどない状況でございまして、大体関東地方以外の府県においては、これらの経費は僅かながらではあるにもかかわらず、若干余裕があり余つて他に振り向けられておるような状況でございます。ところが関東地方、特に東京都等におきましては狂犬病が流行いたしております関係でいへば、対策に経費が必要であります。にもかかわらずこれらはやはり畜犬数に比例した手数料だけが財源に一応なつておるわけでありまして、そこでもとてこれでは不足を来しますもので、現に東京都は年間約四千万円ばかりを更にこれに純都費のうちから加えて使つておるような現状であります。なお神奈川県等におきましても、これ又狂犬病の流行がありますために経費に不足を告げて地方費をこれに追加い

たしているような現状であります。ところがこういう追加をいたしました純地方費につきましては、目下のところ何ら補助その他の裏付けはございませう。ただ私どももいたしましては内容を自治庁によく話をいたしまして、できるだけ特別平衡交付金でこれを見てもらうように努力をいたしておる次第であります。

○有馬英二君 厚生大臣が出席されましたので、私から特に厚生大臣に質問をいたします。

今回の狂犬病予防法の改正について大体三、四くらい特に大臣からお答え願ひたいのでありますが、それは従来浮浪犬或いは無繋留の犬が多数発生して、未だに発生数が多い減らないようなお話も前に承つたのですが、然るにこれについてただ狂犬病が発生しておるときだけこういふような野犬狩或いは浮浪犬を捕獲したり、或いは毒殺をしたりして来ておるのであつて、その以外において、その時を経てしまふと、少しもそういう犬の増加するといふようなことに意を使つておらないように私どもは思われる。それがために浮浪犬が或いは野犬がだん／＼多くなつて、そして又狂犬病が発生すると、その対策に困るというやうな状態であるように見受けられる。でありますからして、勿論狂犬病は戦後俄かに増加しておるんでありますが、これはどうも一般に犬が非常に殖えた。殖えるに至つたのは、犬の食物もなくなつたんでありましようし、いろ／＼な点があるんでありましようが、どうかしてこ

を私は考え、かた／＼それを希望するわけでありまして、その対策として先だつても参考人もここにきて、齋藤弘吉君からも供述があつたのでありますが、犬の断種法をいふことを政府で奨励するとか、或いは断行するといふやうな具体案を立てられたらどうかと思つておりますが、それについて御意見を承わりたい。

○国務大臣(菅原隆郎君) お話のやうに野犬が最近大變終戦後殊に急激に増加いたしましたのでございまして、現在では大体登録犬が全国で約三百万、野犬が約三百万と推計いたしておるのであります。終戦末期頃は殆んど狂犬病は絶無のやうな状態でありましたが、最近、その後終戦後再び、殊に関東を中心とした地域におきまして、狂犬が発生するやうな状態に相成つておるのであります。誠にこれは危険でありますので、今回狂犬病予防法においてこれらの十分絶滅をしたいという意味から御審議を頂いておる次第であります。そこで根本の野犬をなくする方法、これは御尤もな御意見でありますから、今度の改正法におきましても従来子供を生んだ犬が処置に困つて結局野犬になる、浮浪犬になつて行く、無登録の犬になつて行くという状態であるから、これらの子供犬、野犬になる根本の犬を何とか処置をする方法を請ひなければならぬというので、保健所におきましてこれらを引取る、或いは買上げるという処置をとつて参ることにいたしましたのであります。更にそういう将来の場合を考えると断種をして、そうしてこれらの浮浪犬を少くしたらどうか。これも誠に一方から考えますと御尤もな御意見と存じます。

す。ただ飼犬の場合には、これらの方法も或いは将来十分指導いたしましてできると存じます。が、野犬になりましての野犬そのものの野合と申しますか、によつて増加いたします場合にございましては、どうもそれがうまいこと行きにくいやうな場合もあるかと存じます。只今断種の点につきましては将来とも生まれた犬が多く野犬になつておりますやうな現状から考え、又野犬の現在推定いたしております三百万頭もありまゝ野犬が、おの／＼更に野犬を生むという状態になつておりますから、こゝろ／＼やうな点も十分尊重して参りたいと存じます。

○有馬英二君 それからこの捕獲がなかなかむずかしい、野犬を、捕獲員を使用して捕獲されるのでありましようが、逃げ廻つてな／＼つかまらぬやうなやうな場合に、棄殺を行うといふことが従来にも行われていたらしいのであります。が、今回先だつての参考人からも幾々意見を聞いたのであります。が、特に一月の十七日、十八日の両日に亘つて日比谷公園で毒物の入つた食物を撒布して、そしてその際アメリカ人のハリスという人の畜犬が二頭もそれにかかつて被害を受けたというために、それがニッポン・タイムスに出たり或いはアサヒ・イブニング・ニュースにまで、というやうな外字新聞にまでそれが報道されて、それが又ニューヨーク・タイムスであるとか或いはイギリスのほうまでそれが伝わりまして、そうして動物愛護というやうな方面から、日本人はどうも残虐なことをするといふやうな非難を受けようとしておるやうに報道されておる。これはどうも我々日本人としてもよほど考え

なければならぬ点であらうと思うのであります。そうでなくとも第二次戦争の際に日本人は非常に残酷なことをしたということ、思わざる誤解を受けておるというようなこともあることでもあります。動物愛護というような方面から特に動物を殺すにしても余り苦痛を与えないような方法にして殺すというようにされたいというような動物愛護会からの希望もあります。これを以て犬を捕獲する、或いは殺さなければならぬということであれば、今まで用いておるような硝酸ストリヒニンという様な毒物を用いないで、何かほかにこれに代るようなものがないかどうか、例えば睡眠剤を用いて殺せんかどうか。これは先だつてもそういうことについて一部お答えもあつたようであります。その点について特にこれは大臣からお答えを頂きたい。

○國務大臣(眞葉隆圓君) 実はお話のように一月の十七、八日でございますか、日比谷公園で犬が二匹であつたと思ひますが亡くなつて、それが今お話のような状態であつた。ちようどたまに狂犬病予防法が出ておつて、そこに薬殺というのがありますために、大變大きくお話のように響いて参つて来たのであります。これをだん／＼調べ参りますと、実は現行では薬殺するということについては私も適當でないと思つております。さうな方法が東京都でとられたと存じまして、東京都に對しましては嚴重に注意を与えておいたのであります。これがたまたま外国人のちようど厚生省の前あたりでありますところの犬であつて、従つてこのことがい／＼と私どものほう

へ直接申して来られ、或いは世界動物虐待防止会長の來訪の機会にも本人等にもそのことが申されたということに相成つたのであります。お話のようにもと／＼動物虐待防止というのは、殊に外国等では相當早くから發達しまして、私がニューヨークへ参りましたときにも、むしろ児童虐待防止は動物虐待防止から、どうしても最初親から子供を虐待している取締りが、當時は動物虐待防止があるからそれによつてやつたという工合に思想的にも發達しておつたと思つてゐます。そういう關係から殊に最近犬がお互いの生活の中に飼犬として柔らかに……、そしてなければならぬような状態で飼われておる。捕獲をされ、而もそれが虐殺をされ、誠に悲痛な思ひをいたしましたことがあります。そういう關係も殊に私自身といたしましては深く注意をし、今回の狂犬病の予防処置としてとりまゝ場合におきまして、万止むを得ない時期及び止むを得ない期間並びに止むを得ない地域に限つてその処置をし、而もその処置による薬等は、お話のように大變悲惨なような状態を現出することのないような方法をとり得ないか。現在薬等におきまして、それ／＼専門の方で研究をいたしておる次第であります。そういう意味におきまして、人心に与へます影響、又動物愛護の思想に与へます影響がこの取扱ひ如何によりましては、強く響いて参るのであります。この点は慎重に取扱ひを

いたしまして、そのような影響の起らないようにいたしたいと存じます。○有馬英二君 ただ、現在におきまして、やはり都の一部分においてストリヒニンの入つたものを用いて犬を捕獲するやうなことが現に行われつゝあるのではありません。これは今年の一月に日比谷公園で起つたということが非常に響いたのでありますけれども、その後うちやうち行われてゐるらしい。私どももやうちの犬がときどき檻から出まして、そうして夜暫らく家の廻りを廻つて歩いて、それから帰つて来るというやうなことがあつたと思つてゐますが、その近辺の犬がやはり毒物の入つたものを食べて死んだというやうな例を、やはり私どもの家族が見ております。という、現に行われ、やはり薬殺をしなければならぬという場合におきましては、やはり都の衛生課におきましては十分そういう点に注意をして、犬を余り苦しめないで、一つ捕獲をする。或いは薬殺をするというやうなことに、現在注意が払われておらないということ、一つよく厚生省のほうから注意をされて、實際において、これを一日も早く他の方法に変えられるようにして頂きたいと思つてゐますが、それについて、一つこれは都のほうのことでありまして、一つこれは都のほうのことであります。生大臣から何分の指令があればいいのではありませんかと思つてゐますが、厚生大臣から一つ……。

○國務大臣(眞葉隆圓君) 実は、あの一月の日比谷公園で二匹、殊に外国人の飼つておりました犬が薬殺の状態というところは、私どもはその状態を知りまして、早速都のほうへ嚴重に忠告をいたしておいたのであります。従いまし、その後にはさうな話を、この本法案の審議中でありまして、まだ通過もいたしてありませんし、通過いたした際におきまして、この薬殺の場合には、それ／＼十分注意してやるやうになつております。私どもはむしろさうなやり方をする場合に、飼主の人たちに十分に徹底するように注意をし、時間、場所等も十分知らしめて、正しい飼犬に對して、不慮の災難にかかるといけないやうに万全の注意をすべきものだと思つておるのであります。従いましてその後は東京都におきましては、従いまして承つておりました。只今のお話を承つておりました。さうなことがあつたやうに考えられまゝです。早速この点は東京都のほうへ連絡いたしまして、十分な注意を喚起いたしておきたいと存じます。○委員長(上條愛一君) 本法案の本日の質疑はこの程度にいたしまして、次に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に、らい予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。○高野一夫君 楠本部長に伺ひます。が、先般もお尋ねしたのですが、国立研究所のその後の経過はどういうふうになつておりますか、設立補助が決定したか、或いは又その後つと研究所そのものについての準備が進められておるかどうか、経過を聞かして頂きたい。○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。研究所の問題は、主として医務局がこれを担当いたして、おりました。が、私どもが関連事項といたしまして承知いたしております範囲では、未だその決定に至らんやうに聞いておるのであります。なお、これらの点は準備の都合もありますので、近く決定を見ることが存じますが、未だその内容は決定を見ていないと、かように考えておる次第であります。○高野一夫君 昨年度臨時国会で政府改正案が通りまして、當時国立研究所を二十九年度から置かなければならぬということもきまつておるわけですが、それが今日までどこに置かれるかというところもきまつておるわけですが、何か場所を選定するの非常にむづかしい点でもあるのですか。二十九年度の予算はすでに取つてあるわけだし、これは楠本さんには所管が違ふかも知れませんが、同じ省内の問題ですから、かまわずに一つ御所見を聞かして頂きたいと思ひます。

されて或いは迷つてきめられないのか、それとも厚生省独自の立場に調査が進まないのかどうか、その辺の事情も承わつておきたいと存じます。

○政府委員(楠本正康君) 今医務局長も来られると思いますが、私どもはまだいろいろ、願研究所の目的を達するために、いろいろな点から総合的に考えて、決定するという事で、まだ資料が十分でない。そのために結論を得ないように聞いております。

○高野一夫君 医務局長が見えまして、あなたからそれでは一つお願いいたします。

○説明員(高田浩運君) ちよつと遅れまして申訳ございません。願の研究所を二十九年度から作るということになりましたのは誠に御同僚の至りに堪えないと存じております。願の研究というのは普通の、ほかの部門の研究と相当異なつた性格を持つておるものと考えますし、従いまして、今後の願の研究についての行き方、運営の仕方、そういうものについて、十分できるというようない見通しも付け、研究もした上で、場所の問題等も決定をして行くということがむしろ妥当な行き方ではないか、かような考え方をいたしておるのでございます。申上げるまでもなく、願に関する研究は、細菌の培養等もまだできてない状況でございますし、そういう基礎的な面、或いは治療の面につきましても、今後いろいろなさなければならぬ点が多いことは勿論でございます。更に進んできような社会的な面も相当考へて行かなければならぬ点もあろうかと思つてございまして、一面において、これらの願に関する研究は、孤立した研究というよりも、いろ

んなほかの研究部門と非常に密接な関連を持つておりますし、同時に研究所というものが、率直に申し上げまして、僅かの人数でやらなければならぬ、そういう恰好になつております関係上、これらの小数の人間を以つて願の研究という非常に重大な問題に取組んで、その成果を将来に期待されておる。そういう関係からして、どうしたならばそれだけの人数で最大の効果を挙げることが出来るか、単的に申上げますならば、一つの建物を作つて、そこにある程度の人間と機械設備を備えて、そこオンリーで研究を進めて行くということには、見通しとして参らんのじやないか、それだけの人数を例へて申上げますれば、一つのケルンとして、どういふふうな研究を将来に拡散をして行くか或いは集中をして行くかというふうなことを、よほど考へて任組まなければ、研究所を設立いたしました目的を達することができないのじやないかという点もありません。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次は、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめて。

○委員長(上條愛一君) 速記を始め。それではこれはまだあれですか、次回に質疑を廻したいと思つて、よろしくございませうか。

上げますれば、半年分の経常費ということになつております関係上、まだ相当時間的な余裕もあるとも言えますので、その辺のところを勘案をして目下検討をいたしておる次第であります。

○高野一夫君 この国立願研究所はこの委員会において修正してつづけた問題ですが、これはきまつてからすでに半年以上経つておつて、いろいろな事情もございまして、構想がまとまらないという事は、少し遅過ぎるのじやないかと思ひます。この点については私は次回に詳しく御質問申し上げたいと思ひます。今日はこれで保留いたします。

○委員長(上條愛一君) それでは本日の本案に対する質疑はこの程度にいたしまして次回に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(上條愛一君) この際お諮りいたします。社会保障制度に関する調査の一環として、覚醒剤取締法改正に関する調査のための小委員会を設け、小委員の数、氏名等は委員長の指名に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めまして、覚醒剤取締りに関する小委員会を設けることに決定いたしました。その数、小委員の氏名等は次回に指名したいと存じます。

午後三時二十一分散会

四月十七日本委員会に左の事件を付託された

一、国立療養所増額増額に関する請願(第二二五八号)

一、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願(第二二五九号)

国立療養所増額増額に関する請願 請願者 長野県議会議長 下平 昶四

紹介議員 羽生 三七君

国立療養所の増額は、現在一九九十二円であるが、これは昭和二十七年十二月に決定されたものであつて、物価の高騰した現在、この少額の増額は、必要熱量並びに栄養品の摂取は不可能であるから、結核患者の健康を一日もすみやかに回復し社会復帰のできるよう現行増額を大幅に増額せられたいとの請願。

第二二五九号 昭和二十九年四月八日受理

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願 請願者 長野県議会議長 下平 昶四

紹介議員 羽生 三七君

未帰還者留守家族等援護法に基く帰還患者の療養期間は、未復員者給与法によつて復員後三箇年となつていたのを、その後さらに三年間の療養生活が保障されるようになってゐるが、その期間も本年十二月二十八日に満了することとなつてゐるが、帰還患者はその大部分が胸部疾患であり、長期療養の必要と、療養費自弁が困難であるのにかんがみ、公務のため傷病をうけた帰還患者に対する療養期間を再度延長せられたいとの請願。

第二二六〇号 昭和二十九年四月八日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願 請願者 長野県議会議長 下平

願四

紹介議員 羽生 三七君

満洲開拓者は当時の人口問題と食糧事情の解決を目的として送出されたのであるが、同地で遂行した任務は軍人軍属と変るところがなかつたのであるから、当然軍人軍属と同様の国家補償がされなければならない。幸い援護法第三十四条第二項の規定により弔慰金が支給されることになったのであるが、十七歳以上の男子に限定されているため、この恩恵に浴するのには極めて少数遺族に限られることになり不合理であるから、戦闘に参加して死亡した者の遺族に対しては全面的に適用されるよう同法を改正せられたいとの請願。

第二二六五号 昭和二十九年四月八日受理

社会保険診療報酬一点単価引上げ等に關する請願

請願者 滋賀県大津市橋本町五
五滋賀県医師会内 小
林清祐外三百十八名
紹介議員 中山 壽彦君

現在の保険医療報酬は、きわめて不適正であるため、医療経営は極度の困難に陥り、保険医はもと論公立病院でさえ、もはやその業を続けることができない実情であるから、すみやかに診療報酬単価を一点二十円に引き上げると共に、(一)社会保険診療報酬に対する課税を一般官公立医療機関と同様無税にすること、(二)一点単価の地域差を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二七六号 昭和二十九年四月十日

日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に關する請願

請願者 京都市北大路西詰上ル
上京北部医師会内 富
田ふさ外二十六名
紹介議員 井上 清一君

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は、昭和三十年一月一日から施行されることになっているが、これを施行するときは、患者は医師の診断をうけた上で更に薬局に行つて授薬を求めるといふのははたしき不便を忍ばなければならないばかりでなく、医療費が高騰し、国民経済に悪影響を与え、かつ社会保険財政の崩壊をきたすことが明らかであるから、本法を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第二二八〇号 昭和二十九年四月十日受理

元満蒙開拓青少年義勇軍の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に關する請願

請願者 静岡県島田市横井町開
拓民自衛会内 加藤弘
造外三名
紹介議員 小林 武治君

戦時から終戦時において、満蒙開拓青少年義勇軍の全員は、部隊底召の形式で明らかに軍人、軍属として行動したのであるが、この義勇軍のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法に該当する者はその一部に過ぎず、また引揚げ当時の特殊事情によりその申告の方法によつて適用されない者、或いは元義勇隊員のうちで中共抑留中、ダイナマイト爆発作業等にて負傷し、今次の引揚げ再開によつて帰国した者等に対しても

本法が適用されるようすみやかに改正措置を講ぜられたいとの請願。

第六一四号 昭和二十九年四月十日受理

社会保険費増額に關する陳情
陳情者 岡山県議會議長 峰谷初
四郎

昭和二十九年国家予算は、實質的に社会保険関係予算(生活保護費、失業対策費、児童保護費及び社会保険費)を減額させ、社会保険制度の後退をいぢるしく示しているが、かくては民生の安定は到底望めないから、社会保険費を増額して社会不安を除去し、生活困窮者の福祉増進を図り、社会保険制度の確立を期せられたいとの陳情。

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局